

令和7年9月定例会 議案第113号（概要） 《政策局》

①議案第113号

「北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正について」

1 改正概要

北九州市個人番号の利用に関する条例（平成 27 年条例第 56 号、以下「条例」という。）に規定する生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務を削除し、次項以降を繰り上げる。

2 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び関係省令の一部改正に伴い、生活に困窮する外国人に対する生活保護の事務においても、法令に基づき他機関との情報連携が可能となったため、法令と重複する部分を削除する。

3 法律と条例の体系

【番号法及び関係省令で定めている内容】

- ・マイナンバーを利用することができる「事務」
- ・自治体間等で情報連携できる「事務」及び「情報」

【条例及び規則で定めている内容】（番号法第9条第2項の規定による）

- ・北九州市が独自でマイナンバーを利用することができる「事務」
- ・執行機関（市長事務部局）内で庁内連携できる「事務」及び「情報

4 施行期日

公布の日